

(平成26年5月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から44年11月まで  
私は、夫が再就職した昭和37年12月頃に、団地内にある市役所出張所で国民年金の加入手続を行うとともに1か月分の国民年金保険料を窓口で納付し、その後は集金人に保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和45年3月24日に夫婦連番で払い出されたと確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の最初の被保険者資格取得日は「昭和44年12月1日」と記載されていること、及び申立期間は申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立期間は国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録による氏名検索においても、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月まで  
私は、昭和 50 年 3 月から同年 4 月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を遡って毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 52 年 7 月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳と厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳を 1 冊ずつ所持しており、別の年金手帳を所持していたことはないと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 61 年に日本の永住権を取得した後、元夫と共に区役所へ出向き国民年金の加入手続を行った。そのとき、57 年 1 月まで遡って国民年金保険料を納付すると将来年金を受給できると言われ、5 年分の保険料 40 万円以上を 2 回に分けて区役所で納付したはずであるが、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できないため、これまでに 2 回記録の訂正をするよう申立てを行ったが、認められなかった。

昭和 62 年 2 月頃に 61 年分の所得税確定申告の準備のため、国民年金保険料の領収証書を顧問税理士に見せたところ、国民年金に入り偉いと褒められたことを思い出した。そのことを税理士が憶<sup>おぼ</sup>えているはずなので、改めて審議してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち 57 年 1 月から 60 年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったほか、申立人が遡って納付したとする金額は、上記払出時点で過年度納付が可能な同年 7 月から 62 年 3 月までの期間の保険料額と相違する上、納付したとする区役所では過年度分の保険料を納付することはできなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、また、申立人及び元夫は、子供を連れて三人で区役所へ行き、申立人の加入手続及び初回の保険料納付を行ったと述べているが、申立人及び元夫は、申立人の手帳記号番号払出前の同年 6 月に離婚しており、元夫は、離婚後に申立人の国民年金に関する手続を行ったことは無いと述べているなど、申立人及び元夫の国民年金加入手続並びに保険料納付に関する記憶は明確でないこと、さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人及び元夫から、申立期間の保険料を納付したことを示す新たな資料の提出や具体的な説明も無く、そのほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に年金

記録確認A地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成25年3月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、昭和61年に永住権を取得し、その直後、元夫と一緒に区役所に行き、国民年金に加入したことは間違いないとして再申立てを行っているが、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき平成25年7月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和62年2月頃に61年分の所得税確定申告の準備のため、国民年金保険料の領収証書を顧問税理士に見せたことがあり、この税理士から当時の状況を聴取すれば、申立期間の保険料を納付したことが判明するはずだとして再々度の申立てを行っている。しかしながら、当該税理士から申立人の主張について聴取することができないなど、年金記録確認A地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。